

令和8年度新たな熱中症対策について

1 米沢市熱中症予防啓発サポーター登録制度の新設について

(1) 経緯および概要

熱中症による市民の健康被害の発生を防止するため、気候変動適応法に基づく「米沢市熱中症対策普及団体」の募集を令和7年7月から開始したが申請団体において手続き面での負担が大きいことから指定が進んでいない状況にあった。(令和8年4月末時点で1団体のみ)

そこで、気候変動適応法によらない市独自の「米沢市熱中症予防啓発サポーター」の登録制度を新設し、登録団体の募集を行うもの。

熱中症対策普及団体との比較

	米沢市熱中症対策普及団体	米沢市熱中症予防啓発サポーター
根拠法令等	気候変動法	米沢市独自制度
対象	法人または会社	法人またはその他団体
申請時の 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定申請書 ・ 定款又は寄附行為 ・ 登記事項証明書 ・ 事業計画書 ・ 実施要領 など 	登録申込書
事業報告の有無 必要書類	あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書 ・ 収支決算書 ・ 賃借対照表 	なし

(2) 登録団体による主な取組項目

- ・ 熱中症予防の声掛けの実施
- ・ 熱中症予防啓発チラシ等の配布
- ・ 熱中症予防に関する啓発イベント等の実施
- ・ 熱中症予防のための広報活動
- ・ その他、熱中症予防の推進を図る取組

(3) 協力体制等

- ・ 米沢市と登録団体で協力して市民への熱中症に係る普及啓発を行う。
- ・ 米沢市から登録団体に対し、熱中症対策に係る情報提供を行う。
- ・ 登録団体は「米沢市熱中症予防啓発サポーター」の名称を使用し、普及啓発を行うことができる。

2 米沢市内郵便局における「涼みどころ」の開設について

(1) 概要

包括連携協定の一環として、米沢市内郵便局22局において熱中症予防のため市民が暑さを避けて休憩できる場所「涼みどころ」(※)を開設するもの。

※涼みどころ…クーリングシェルターに準じた施設

(2) 実施期間

令和8年6月1日(月)～令和8年10月21日(水)

(3) 利用可能時間

原則、月曜日から金曜日の午前9時～午後5時まで。

※土日祝日及び昼休止時間帯は除く。また、想定利用時間は概ね1時間以内とする。

(4) 利用可能場所(22局)

※利用可能場所は「窓口ロビー」

※備考欄「昼休止実施局」は、記載のある時間帯は利用不可。

No.	郵便局名	住所	備考
1	米沢丸の内郵便局	米沢市丸の内2-1-69	
2	口田沢郵便局	米沢市大字口田沢893-1	
3	米沢松が岬郵便局	米沢市松が岬2-1-80	昼休止実施局 12:30～13:30 休止
4	米沢中央七郵便局	米沢市中央7-6-27	
5	小野川郵便局	米沢市小野川町2640-4	
6	米沢館山郵便局	米沢市館山2-2-33	
7	米沢御廟郵便局	米沢市御廟2-1-15	
8	米沢春日郵便局	米沢市春日2-2-2	昼休止実施局 11:30～12:30 休止
9	米沢六郷郵便局	米沢市六郷町一漆130-7	
10	米沢城西郵便局	米沢市木場町1-15	
11	米沢城南郵便局	米沢市城南4-1-1	
12	関根郵便局	米沢市大字三沢字三俣15255-2	
13	板谷郵便局	米沢市大字板谷304	
14	上郷郵便局	米沢市大字川井3779	
15	南原郵便局	米沢市大字笹野4714-1	
16	万世郵便局	米沢市万世町桑山4300	
17	米沢駅前郵便局	米沢市駅前2-1-44	
18	窪田郵便局	米沢市窪田町窪田1382	
19	米沢大門郵便局	米沢市門東町2-2-10	昼休止実施局 11:30～12:30 休止
20	米沢通町郵便局	米沢市通町6-10-34	
21	米沢花沢郵便局	米沢市下花沢3-10-33	
22	米沢郵便局	米沢市金池3-1-43	